

埼玉県と芝浦工業大学との相互協力・連携に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と芝浦工業大学（以下「乙」という。）は、相互の協力及び連携に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の密接な協力と連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（協力・連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の実施に努める。

- （1）産学官連携による研究・開発促進と地域産業の振興に関すること
- （2）企業若手と学生の人材育成と活用に関すること
- （3）まちづくり・ものづくりの融合による地域経済の活性化に関すること
- （4）知的財産の有効活用による先端産業の創造に関すること
- （5）地域資源を活用した観光振興・環境改善・災害対策・農業支援に関すること
- （6）国際交流の推進によるグローバル化に関すること
- （7）教育、福祉、健康、文化、芸術、スポーツの振興に関すること
- （8）地域の課題解決に関すること
- （9）その他、目的を達成するために必要な事項

（実施条件）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の個別事業の実施に当たり、その条件及び経費負担等について別途協議し、覚書を交わす。

（協議事項）

第4条 甲及び乙の相互協力・連携による事業を円滑に推進するため、甲又は乙の求めに応じ協議の場を設けるものとし、その運営はそれぞれ埼玉県企画財政部計画調整課及び芝浦工業大学研究推進室研究企画課において実施する。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた時には、甲及び乙が別途協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれその1通を所持する。

平成28年5月19日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

上田清司

乙 東京都港区芝浦三丁目9番14号
芝浦工業大学
学長

村と雅人
